

相談支援充実・強化事業

1 事業の目的

障害者に対する相談支援については、障害者自立支援法に関する情報の周知や自宅にひきこもっている者に対する家庭訪問など、充実・強化のための支援措置を講じたところであるが、相談支援体制の整備は徐々に進んできているものの、未だ体制が整っていない地域も少なくなく、本事業に取り組めていない自治体もある。

また、障害者自立支援法3年後の見直しにより、さらに制度の周知を行う必要もあることから、本事業を継続して実施し、一層の相談支援の充実・強化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は市町村（指定相談支援事業者等である社会福祉法人等へ委託可）

(2) 内容

障害者等に対して、地域における障害福祉サービスの状況や障害者自立支援法の見直しの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 平成20年度～23年度まで

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 障害者等に対して、障害福祉施策に関する情報が行き届かないことがないよう、きめ細やかな相談支援を実施すること。

(2) 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を活用して、障害者等の状況把握の方法や支援台帳の整備方法について検討する等、継続的に相談支援を提供できるよう留意すること。